

生活介護事業所利用の場合(卒業後利用開始の場合)

5月 **保護者進路説明会** (障がい福祉サービスについての説明会)

産業現場等における実習

8月 **親子進路相談会**

9月 **産業現場等における実習**

10月 **中間個人懇談**

進路先の確認

各事業所の定員空き状況等は、随時確認をしています。



*施設入所の場合、登録が必要です。ただし、利用調整があります。決定については、施設より連絡があります。

12月 **個人懇談(希望者)**
引継ぎ資料についての相談

1・2月 **サービス等利用計画に関わる聞き取り・計画の作成**

2・3月 **サービス担当者会議(移行支援会議)**

4月からの利用について

3月 **障害福祉サービス受給者証の発行**

契約

4月 **利用開始**